平成22年第5回辰野町議会臨時会会議録

- 1. 招集告示年月日 平成22年8月5日
- 2. 開会場所 辰野町議事堂
- 3. 開会年月日 平成22年8月9日 午後3時00分
- 4. 議員総数 14名
- 5. 出席議員数 14名

1番	矢々	r崎	紀	男	2番	前	田	親	人
3番	三	堀	善	業	4番	中	谷	道	文
5番	中	村	守	夫	6番	永	原	良	子
7番	船	木	善	司	8番	岩	田		清
9番	根	橋	俊	夫	10番	成	瀬	恵津子	
11番	宮	下	敏	夫	12番	宇	治	徳	庚

- 13番 山岸忠幸 14番 篠平良平
- 6. 会議事項

事務長

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第2号 平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢々	ヶ崎	克	彦	副町長	林	龍	太	郎
教育長	古	村	仁	士	総務課長	小	沢	辰	_
まちづくり政策課長	松	尾	_	利	住民税務課長	松	井	夕起子	
保健福祉課長	野	沢	秀	秋	産業振興課長	中	村	良	治
建設水道課長	増	沢	秀	行	水処理センター所長	一 ,	ノ瀬	保	弘
会計管理者	金	子	文	武	教育次長	林			昭
病院事務長	荻	原	憲	夫	福寿苑事務長	宮	原	正	尚
消防署長	赤	羽		守					
両小野国保診療所					社会福祉協議会				

向 山 光 事務局長

林康彦

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第1番 矢ヶ崎 紀 男

議席 第2番 前 田 親 人

10.会議の顚末

○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回8月辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。第5回臨時会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第5回辰野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位にお かれましては時節柄ご多忙の折をご出席賜り感謝申し上げます。第62回ほたる祭り は雨天の日もあり、また観蛍客は昨年と比べまして若干少なかったわけであります けれども、11万5,000人の皆さんに訪れていただきました。蛍発生のピークとお祭 期間が重なったことなどで乱舞を大勢に楽しんでいただくこともでき、成功裡にほ たる祭りを閉幕することができました。議員各位をはじめ実行委員の皆さんに心か ら感謝を申し上げます。また、去る7月5日には勝野重美先生がホタル保護に対す る長年のご労苦とご功績により150余の個人、団体の中から信毎賞を受賞という栄 に浴されました。深く敬意と感謝を表すともに、等しく我々の喜びとするところで あり心からお祝いを申し上げる次第であります。今年の梅雨末期の前線の停滞によ る豪雨は、九州地域をはじめ全国各地に大きな被害をもたらしました。当町では7 月14日の集中豪雨によりまして、上島追ヶ崎地籍と林道西部線の北大出地籍におい て土砂崩落がありましたがおかげさまで人家への被害はなく、安堵の胸をなで下ろ しているところであります。また、梅雨明け後は異常気象による猛暑が列島を襲い 熱中症による死者が 200 人を超えたなどの報道がありました。当町でも4名の熱中 症患者の救急搬送があり、高齢者の健康管理を呼びかけてまいりたいと思っており

ます。さて、7月11日の参議院議員選挙の結果は与党の過半数割れとなり、衆参で 多数派が異なるねじれ国会となり、その中で7月30日に臨時国会が召集されました。 良識ある国家運営を期待するところであります。また昨日執行されました長野県知 事選挙におきましては阿部守一新知事が誕生いたしました。継承、刷新、相五分五 分拮抗という結果であり、また今後の県政、当たり前なシステムや政策を続ける中 で時代に合った、また県民要望の下、刷新も図って欲しいという県民の世論の表れ であろうと思っております。それにしても三候補とも時間の少ない選挙戦への挑み であり、それぞれがなかなか県民に浸透できなかったというようなことの中で投票 率が低かったことは大変残念なことでありました。さて上伊那地域の経済動向を見 ますと今期の業況を表します I D値では 8.5 ポイント上昇をしており、有効求人倍 率も0.51倍と上昇傾向にあり回復に向けた動きが見受けられます。更なる雇用・経 済対策を期待するところであります。さて、今臨時会での審議をいただきます議案 は「平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)」と「新町保育園建設工事請負 契約について」の2議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原 案を可決下さいますようお願い申しあげ、臨時会招集にあたりましてのご挨拶とい たします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席1番、矢ヶ崎紀男議員議席2番、前田親人議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、予め告知のとおりでありますので会期を本日、一日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日、一日と決定いたしました。日程第3、 議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。議 案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(事務局長 議案第1号朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、辰野町開発公社解散に伴い金融機関への借入金返済不足額に対する損失補償及び林道施設災害復旧事業などの補正予算であります。この補正総額は1億980万円の追加であり予算総額は80億1,594万3,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、総務費でたばこ取り扱いに対する貸付金及び開発公社損失補償金の補正であります。災害復旧費では、林道西部線崩落個所の復旧事業費の補正であります。

以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが必要に応じて関係課長より説明をいたさせますのでご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上であります。

○議 長

ここで根橋俊夫議員ほか1名より、議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)の修正案が提出されておりますので暫時休憩をします。

(修正案 配布)

休憩開始15時09分再開時間15時10分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。議案第1号平成22年度辰野町一般会計補正予算(第3号)の修正案が提出されており、地方自治法第115条の2、及び辰野町議会会議規則第16条の規定による賛成者がありますので修正案は成立しております。ここで提出議員から修正案の説明を求めます。

○根橋 (9番)

それでは修正案の提案理由を申し上げます。今回の一般会計補正予算に対する修正提案の内容は、今お配りいたしました別紙のとおり歳出の内02、総務費の総務管理費の内、貸付金1,100万円を削除をし同時に繰入金を同額減額とするものであります。今回の補正予算は8月6日に議案配布がされました。早速見ました中でこの

複雑な内容を調査するには到底時間が足りず、今日現在自らの意思を明確にするに はあまりに情報が手元にはありません。一部新聞報道もありましたが内容を見ても 要領を得ず、また担当課にさきほどまでさまざまな照会をして事情をお聞きしまし たけれども、いまだ私自身十分な理解を得るに至っておりません。すなわち提案予 算の7ページにあります貸付金TPAに対する貸付金に対してTPAとはいったい どのような組織なのか、またその組織の目的、事業計画、資金計画、役員構成、ま た貸付金1,100万円、今たばこ販売への事業への貸付金て説明がありましたがその 算出根拠、これらが金銭消費貸借契約等の内容、償還条件等々あまりにも不明な点 が多すぎることであり、この案件については審議時間が十分に今回確保されていな い臨時議会へに対する、提案議案としては全く馴染まないというふうに考えており ます。このような議案については十分な時間を取って審議されるべき事案であり、 まずその点でも今回この部分についてはそういう意味で賛成できないということで あります。二つ目には今回の補正予算の提出された動機というのは今正に町長の説 明にありましたが、開発公社の解散に伴うたばこ販売事業の継続ということであり ます。このたばこ販売事業の継続についてもさまざまな意見があって、本来この事 業をどのようにしていくのか、これはやはり十分な時間を掛けて町が検討をしその 検討過程もオープンにしていく中で、やはりそれなりの結論を得たうえで補正予算 を組んでいくというのが妥当ではないかというふうに思うわけです。そうした中で 今回のこの提案というのは全く、あまりにも唐突な提案でありしかも内容的にも私 自身だけかもしれませんけれども、要領が得ない内容であってあまりにも拙速であ るというふうに言わざるを得ません。町長におかれては一回一旦この提案を取り下 げて再度キチッとした議論の経過をオープンにしていただいて、その上で新たな提 案を求めるものであります。以上から今議会におけるこの補正予算について冒頭の とおりの修正を求めるものであります。全議員の賛成をいただきますようお願いし て主旨説明といたします。

○議 長

これより原案、修正案の質疑を行います。はじめに修正案に対する質疑を行います。ありませんか。

○船木 (7番)

只今ですね修正提案の説明を受けたわけですけれども、説明の中身には歳入につ

いてまで考えたかどうか、というところが不明でありました。したがってですね私はそこまで説明を求めるものであります。

○根橋 (9番)

お答えいたします。歳入については原案も繰越金ということになっておりますけれども、ご存知のとおり繰越金についてはまだ決算調整中であり9月議会直前でないと出ないと思いますけれども、財政の方へお聞きしましたところとりあえず今提案の財源はあるそうでありまして、今回その分を減らすということでありますので歳入については役場の予算は歳入歳出同額じゃなきゃおかしいもんですから、そういう形で歳入の方も同額を減額しているということであります。今の質問の中で多分歳入ってたばこ税のことを言っているのかもしれませんけれども、そのことについては本議案とは直接関係がない、関連的には関係あるわけですけれども、だから正に今申し上げましたようにたばこ事業どうするかっていう議論がされ、経過っていうのは一切我々には明らかにされておらず、このような補正になったということで遺憾なことだと考えてます。

○船木 (7番)

只今修正提案者の方から歳入については一切関係なかろうという話でありましたけれども、やはり22年度歳入について影響してくることでありますので、修正提案を出すんならばそこまで説明が欲しかったということであります。以上です。

○議 長

ほかにございますか。次に原案に対する質疑を行います。ありませんか。

○岩田(8番)

このTPAという社団法人でございますけれども、これ昨日の長野日報社においてティーパ、辰野町プロモートアソシエーションということでこれは社団法人ですよね、一般社団法人。一般社団法人の中で結局非営利型の社団法人じゃなくて、営利型の社団法人ということになるわけですね。私、今日の10時現在調べたけれども法務局に登記はしてありません。私が調べた範囲であれですけれども。そういう会社に貸し付けを行うのはどうかと、これが1つの質問でございます。ですから登記期日をはっきりここで説明していただきたい。それから私がたばこ小売業そのほかそういうことの収益事業に対して、こういう社団法人が適当かということを法律事務所とも調べましたところ、こういうものはやはり株式会社、有限会社という本来

のですね、した方が良いと。なぜならばこの社団というのは一般の会社の株にあた るですね、資本金にあたるものがですね0円でもできるということで非常に経営的 に不安であると。だからボランティア的なものに対しては適当であるけれども一つ のそういう収益事業ですね、一般の経済活動を行って小売業などについては不適当 だと、この点についてどういうふうに解釈しておられるか。それからですねこのJ Tのたばこ販売は一旦開発公社がJTの方にお返しして、今度はJTの方の許可を 得たという話を役場筋から伺ってますけれども、まだ設立もされていないものがど うしてその融資の許可が得られるのか。そうすると事業の継続性はないんで融資す るというのは一般の営利法人に融資する形になります。そうしますとですね一般の 営利法人に融資するということになれば、我々町の一般の企業はですね町そういう 制度資金を頼むにしても、さきほどちょっと話も出ましたけれども保証、融資それ から消費貸借契約書の中身、それから金利、償還期限、返済方法、こういうものを ですねキチッと取り交わしているかどうか。それからですねこの営利型社団法人の 代表者がこの報道によりますと、役場のOBのようでございますけれども、町民目 線から見ましてその運営の難しさ、あるいは薄利というような形のものは内輪から の目で見ては分かるわけですけれども、町民の目には見えにくいと、ですから指定 管理者みたいなものを一旦公募した形の中で、然るのちにこういう形だったという ことなら理解が可能だと思いますけれどもその点どうか。それからですねこの営利 型社団法人は社員が2名必要ですけれども、代表者の氏名と住所、それから理事1 名がいりますからその理事1名の氏名を言っていただきたい。それからですねその 1,100 万円の融資の根拠でございますけれども、たかだかたばこで 300 円とすると 3万箱のあれですよね、たばこの要するに仕入れ金額ということになるんでしょう けどもどうして 1,100 万か、その内容についてつまびらかにしていただきたいと思 います。更にもう一つ、これが運営した暁にですね更にですね、町がですねこの法 人に対して追加融資はないか、これについてもお聞きしたいと思います。以上です。 ○まちづくり政策課長

それではお答えをいたします。まずティーパでございますが、一般社団法人でございます。たばこの小売業につきましては今回のティーパにつきましては、特定小売り販売業ということでございまして辰野町開発公社も特定小売り販売業の許可を受けていたわけでございますが、その部分をまた新たにJTを通して財務局の許可

をいただいたということでございまして、辰野町開発公社のたばこの販売の権利を 引き継ぐというものではございません。それから一般の営利法人に融資をするのか ということでございますけれども・・・

○岩田(8番)

質問の順番で言ってください。

○まちづくり政策課長

すみません。登記の日は平成22年の8月の9日、本日でございます。

○岩田(8番)

本日ね。

○まちづくり政策課長

はい。8月の9日でございます。設立時の代表理事は小沢睦美氏、それから設立 時の理事が平泉栄一氏、以下でございまして現在理事が3人、監事が1名、社員が 5人ということでございます。それから貸付金に対する契約等の問題でございます が現在さきほど議員もおっしゃりましたように、薄利というようなことでございま して金利は考えておりません。返済方法につきましても今回の契約の中でたばこの 事業のみに運営資金として充てる、というような契約をしたいと考えておりまして それが廃業もしくは薄利ですので考えられるか分かりませんが、もしできあがった 中で返済することができるような状況になれば返済をしていただくということを考 えております。それから現在のティーパということでございますが、今まで町の指 定管理者等にその特定小売り販売業の許可を取って町の開発公社の事業を引き継い でいただけないかというような相談、問い合わせ等もしたわけでございますけれど もことごとく断られた中で、今回のティーパというような格好になってきたという ことでございます。それから 1,100 万円の金額でございますが、これはたばこの事 業に対する2箇月分のものでございまして、これが運営費という形で算出をしてご ざいます。なお町が今後融資の追加ということでありますけれども、現在の時点で はたばこの売れ行き等の中で考えてはおりません。以上でございます。

○議 長

答弁漏れはよろしいですか。

○岩田(8番)

はい。初めてそういうことを公に伺って分かったわけですけれども、たばこの仕

入れが2箇月分とかそういう話が今出ましたけれども、その要するにこの法人はですねたばこの小売りだけに特定された法人ではないわけですよね。これ昨日の日報の記事によりますと「町の収入に繋がる小売り販売事業」これがそのことを指しているのかどうかは別としまして「施設管理・運営の受託、町の活性化、快適なまちづくりに貢献する活動」そうしますとこの1,100万円がそこにその資金がそこに特化して使用されるというのはどういう形で監査するつもりなのかそれを伺います、1点ね。それから今JTの許可ということですけれども8月9日、今日現在登記をされたと、私が10時に調べた時点では登記されてませんが、登記されたということですので、要するに今日登記されているのになぜJTがですね要するに営業譲渡もしてないものに対してですね、要するにまだ設立もなってない団体にですねそういうものを許可できるのか、誰がそういうことでですね確認しているのかその2点だけとりあえず絞って伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

それは貸付金の部分につきましては契約書の中でたばこ事業に限ってというような契約を考えているところでございます。それ以外の目的については使用できないような形の中で町も監視をしていきたいと、いうように考えているところでございます。たばこの販売の許可につきましては日本たばこ産業株式会社を経由いたしまして財務局から特定小売り販売業の許可を得るということになっておりますけれども、この日までにつきましては町の開発公社が解散決意をしたのちにですね、いわゆる人格なき社団という形の中で許可を打診をしてきまして、最終的に法人格を取るべきというような判断の中で一般社団法人という形で現在登記をして、今後そっちの方へいくということでございます。

○議 長

岩田議員、最後の質問になります。

○岩田(8番)

一つ答弁漏れなんですけれども、そうするとですねさきほど返済については無期限だと、金利についてはゼロだと、これは承知しました。そうすると追加融資ということは絶対ないわけですね、これからね。で私なぜこういうことを言いますかって言いますと、この報道機関の方がよく事情を知っていてここにいる議員の殆ど半分ぐらいの人はこういう内容を全然、なんにも知らない、ティーパだって初めて聞

いたと思いますよ、これ。そういうことに対して別に不愉快ではありませんけれども、どうしてその議会側に対して丁寧な説明がないのか、その前にね。それから最近ですね町政の行政のミスを言われ、あるいはモラルハザード等の役場のそのあれについて、相当モラルハザードのことで町民目線が厳しくなっている時に、この役場のOBだけで固めたところにそういうものをね、すんなりやるというね、この感覚っていうものがねちょっと、これ町長に答弁していただきたいんですけれどもそれが不思議だなと。キチッともっとねオープンにして堂々とやっていけば良いと。それからですね、それに対して我々議会がチェックの機能が足りないということも非常に言われてます。それについてね、町長今後キチッとやっていくということを含めてですね、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

只今の質問につきましてお答えを申し上げます。別にこれは内緒でやったわけで ございません。開発公社が事実上もう機能をしなくなって登記上だけまだ残ってい る状態でありますが、やる仕事があるわけであります。荒神山の一部管理と一部は 教育委員会の方へということでありますが、その教育委員会の管理の下で実際に動 いてくれる人が必要であると。更にはまたこういった事業もやってますので、継承 してやっていく必要がある。そういうことでやはりあそこの管理について前回の議 会でも一部質問もございましたけれども、一般から募集しなんで役場のOBが天下 り的にやっているとかいろんなことを、いろんな誤解をされまして質問もあったや にありますが、その時もご説明申し上げてありますけれども事実上は一般の公募も いたしておりますけれども、役場のOBの皆さん方に頑張って実はやっていただい てるわけであります。このことは前に申し上げてあります。理由は分かってますの でしっかりした管理ができる。しっかりしたまた守秘義務も守れる。そうでないと 町も今職員を相当減らしてきておりますので、そこへ1名張り着けなきゃいけない。 張り着けた監督の下で動かさなきゃいけない。しかしああいった皆さん方はみんな 分かってますのでちょっとした連絡だけで町の意思にそって適宜、適切に動いてい ただく。同時に天下りっていう時も説明いたしましたけれども1人が1週間に2回 ぐらいのことでありますし、そんな高給を払っているわけじゃありませんので今現 在国が問題になっているような、国のように2年いて何億円も退職金取るとかそう いうこととは全く違います。むしろお願いをしてやってる。同時に今たばこの話も

出てまいりましたが、たばこのことに関しましても開発公社の理事会、理事会に出 たか皆さんは知っているわけでありますが、あるいは議会の中でもお話を申し上げ てると思いますけれども、そのことも継承していくということではないんですが、 新たにこのTPAが取ってやるわけですが事実上の流れはお客様がありますのでや はり継続してないと成り立たない。止めてしまってゆっくり話合ってそれじゃ良い からやるなんて言った時はお客さんは乗ってこない、という形になりますので継続 性を持たせて、同時に現在は開発公社のまだ登記上の名前がありますから開発公社 の名前でそれが永続されているわけであります。その中で間隔を空けるわけにもい かない。それでそのことに対しましてはほかの法人でも良かったわけでありますが、 今課長の方からも若干ご説明したと思いますけれども、辰野町の指定管理者などを 中心にいろいろと打診しお願いしてみたところ、ことごとく採算性の問題から見た りなんかして営業的に成り立つものではない。したがいまして「お断り」というこ とで断られてきているわけであります。それではっていうこと管理を教育委員会の 下でやっていただいてる皆さん方にそこで何とかやってくれないかと、現在も実際 に動いてくれてるわけであります。そうすれば若干の本当にだから新聞が正しい 云々でありませんけれども、新聞にもちょっと私も見たら書いてありましたが本当 にボランティアのようなつもりでやっていただいているわけであります。したがい まして国の天下りというあの問題が巨額をキャリアの皆さんが天下っていき沢山求 めるああいうふうなイメージが出てるからとても困るんですけれども、そうではな くて逆に無理にお願いをして、人手不足の中で管理運営をお願いしていると。そう いうことの中でそのたばこの事業もやっていただく。同時に2箇月分の1,100万円 ですか、ということになりますとたばこは全部現金云々でやっていきますので、結 局最初に売り込んでも回収までそんな自腹を皆さん方が切るだけのお金を用意する わけにいかない。だから2箇月分だけはとりあえず運営と言いますか、支払い資金 として入れといて欲しい、そうするとあと転がっていくということです。したがい ましてたばこの扱い料が急に近々の中で特別増えれば別ですけれども、普通に流れ る以上はそれ以上の現状のような状態に対しては貸し付ける必要がないと、こんな ふうにも思うわけであります。若干の手数料で本当にこちらから頭を下げてお願い しなきゃならんような状態です。同時にまたたばこばかりでなくていろんなことも また町と相談して事業展開を特定小売り販売業ということでありますので、やって

いく場合には相談もいただくわけだありますし、現在も公募された皆さんも入ってますし、今後ももう少し拡大すればそういった皆さん方の働く場、さりとて町でやることでしかもそういった委託のような状態でやるわけですからとても恐ろしくお金が儲かるとかそういうんじゃありませんし、1週間あるいは1月まるまるとなるととても無理でありますから、1人が1週間に1回か2回ぐらいのボランティア精神の中で職業とはなかなか言いづらいと思いますが、職業もどきのようなもの。という形の中で一般の公募で希望があれば入れてくとこんなことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。言葉が先に進んじゃっている、同時に町も今まで言ってきているんですがそれが上手くつながってない。そのことの中でのこういった問題が質問が起きてこようかとこんなふうに思います。以上であります。

○議 長

ほかにございませんか。

○山岸(13番)

質問やら意見やらになるんですけれども、やはり修正案を出された根橋議員の提案理由、これは納得できるものがあります。やはり拙速であると。いろんな中身も知らないままに提出されてきているということです。1つは議案として配布されたのが先週の金曜日です。その時にはまだ実態のない、このティーパっていうのは実態のないものだったわけですよね。そこへこの1,100万円融資するという議案が出されること自体がやはりおかしいことであって、これは議会軽視でもあると思うしその何て言うんかな、もう少しこれはやはり修正案出された提案理由のように、もう少し委員会付託なりなんなり全協の席での説明でも良いかもしれませんけれども、もう少し我々が納得できる説明を、ここの議員のこの会場で説明を受けててもなかなか一問一答みたいな形で出てこないわけですよね。ですから委員会付託にしてしっかり審議してもらうか、ということで動議としてこれを委員会付託にしていただきたいということですけれどもいかがでしょうか。

○議 長

只今、山岸議員から動議が出されました。これにもう1名の賛同者がいなければ いけませんが、どなたかおりますか。

(賛同者 あり)

○議 長

只今の山岸議員の動議は賛成者がおります。ここで採決をさせていただきます。 只今の山岸議員の動議につきまして賛成の議員の起立を求めます。

(起立者 7名)

○議 長

はい。動議は成立されました。それではここで暫時休憩を、総務委員会に付託で よろしいんですか。

○山岸(13番)

できればですね、今日今もう4時20分前になるわけなんですよね。会期を延長してしっかり委員会付託で時間を取ってやっていただければ、一番良いんかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。付託先は総務で良いと思います。

○議 長

会期延長の動議ということですか。

○山岸(13番)

そうです。会期延長の動議を提出し、なおかつ委員会付託でやって欲しいという ことです。

○議 長

総務委員会ということですか。

○山岸(13番)

総務委員会です。

○議 長

只今山岸議員から、会期延長の動議が出されました。これに賛同の議員はおりますか。

(賛同者 あり)

○議 長

はい。それではここで採決をもう一度取ります。会期を延長して委員会付託にすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者 4名)

○議 長

起立少数ですので否決されました。それではここで暫時休憩をいたしまして総務

委員会を開きたいと思いますので、総務委員の皆さんは総務委員会室へ集まってください。再開時間につきましては追って連絡をいたします。

休憩開始 15時 40分

再開時間 16時 42分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。さきほどの原案に対する質疑はほかにございますか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ここでさきほどの総務委員会に付託されました案件につきまして総務委員長より報告をいただきます。

○総務産業建設常任委員長(宮下)

さきほど委員会に付託されました議案第1号は、原案に対しそれぞれ意見が出ましたが賛成4、反対3で原案可決といたしましたので、全議員の賛同をお願いいたします。なお内容についてはそれぞれの意見の中で、定款の中に役場OB職員だけでなく民間もなぜ入っていないかとか、またたばこ事業以外の事業がいくつもあるけれどもそちらにこの貸付金が回されないかとか、また唐突にこの案が出されたことに対する疑問に思うというようなこと、もっと早く提出してもっと時間を掛けた議論が欲しかったという意見も沢山ありましたので報告しておきます。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に修正案に対する討論を行います。まず修正案に対する反対討論はありませんか。

(反対討論 なし)

○議 長

修正案に対する賛成討論、ありますか。

○永原(6番)

社団法人とは一定の目的で構成員、出資者が融合した団体、社団の内、法律によ

り法人格が認められ、権利義務の主体となるものを言います。今回出された一般社団法人を取得するっていうティーパですが、まだ法人格を取得してない団体に予算を付けるっていうこともちょっとおかしいし、そういうティーパっていう団体がどういう目的でどういう団体でっていうこともキチンと説明がなされず、口頭説明だけですので臨時議会に、議会に出す場合は文書説明とか必要ではないかと思います。よってこの修正案には賛成でもっと議論を議会の方でもして審議されるべきだと思いますので、この修正案には賛成します。以上です。

○議 長

ほかに討論、ありますか。

(な し)

○議 長

討論を終結いたします。さきほどの総務産業建設委員会は可といたしました。委 員長報告に対する討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。まず修正案がありますので起立により採決いたします。はじめに辰野町一般会計補正予算(第3号)の修正案についてを採決いたします。お諮りいたします。この修正案に賛成の議員は起立願います。

(起立者 8名)

○議 長

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。日程第4、議案第2号 平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約についてを議題といたします。 提案者より提案理由の説明をもとめます。

○まちづくり政策課長

議案第2号平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約につきまして提案理由を説明申し上げます。新町保育園建設工事につきましては平成22年7月29日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結したいため辰野町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成22年度新町

保育園建設工事(建築主体)、契約の方法は一般競争入札、契約金額は3億5,385万円、契約の相手方は辰野町大字平出1739番地、神稲建設株式会社辰野支店でございます。なお一般競争入札の応札者は7者でありました。以上提案理由を申し上げました。内容につきましては教育次長から説明申し上げますのでご審議のうえ、原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

○教育次長

それでは私の方から説明申し上げます。新町保育園建設工事の概要を申し上げます。工事内容は建築本体工事及び外構工事でございます。工事場所は辰野町大字伊那富4915番地ほかでございます。敷地面積5,903.50㎡、延べ床面積は1,346.50㎡でございます。建物は定員120人の木造平屋建、屋根はカラーガルバリウム鋼板葺きでございます。外構工事は門扉、フェンス、舗装、プール、側溝、ゴミステーション、ウッドデッキ、遊具等でございます。

以上概要を申し上げました。なお詳細図面等につきましては全協にてご呈示申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号平成22年度新町保育園建設工事(建築主体)請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。よって平成22年第 5回(8月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

1. 閉会の時期

8月9日 午後 4時 52分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番